

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 8 日

介護サービス事業所 各位

神栖市長寿介護課

新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬等の請求（5月提出分及び6月提出分）
の取扱いについて

日頃から、当市の高齢者福祉行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により報酬請求の事務作業
の遅れが生じることも想定されることから、下記のとおり取り扱いを整理した旨、厚生
労働省より事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

- 請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応
本年4月サービス提供分（5月提出分）及び5月サービス提供分（6月提出分）
に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響
によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供
の翌日10日）後に請求することが可能である。このような場合においては、原則、
請求期日まで（5月提出分については11日まで）に事業所所在の国保連に届け出
ること。